

いのちと暮らしをまもる
防災減災令和4年台風第14号、
第15号関連令和4年10月21日
水管理・国土保全局防災課
都市局都市安全課**台風第14号、第15号により被災した、道路・河川等の迅速な復旧を支援
～書面による査定上限額や現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げを決定～**

先般、地方自治体に対して災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定効率化（簡素化）及び事前ルール」^{*}が適用となる対象区域を通知し、公表したところです。

本日、対象区域における書面による査定の上限額、現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引き上げ金額を決定し、地方自治体に通知しましたので、お知らせします。

これにより、災害に見舞われた地方自治体の災害復旧事業の災害査定の手続きの迅速化が図られます。

※ 平成29年1月13日から大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けたもの。（別添参照）

○書面による査定の上限額の引上げにより査定に要する時間や人員を大幅に縮減

・書面による査定の上限額を通常の1,000万円未満から以下の金額に引き上げる（港湾局所管の施設を除く）。

（水管理・国土保全局所管施設）

静岡県（4,000万円以下）、山口県（2,000万円以下）、宮崎県（2,000万円以下）、

静岡市（5,300万円以下）、浜松市（3,500万円以下）

（都市局所管施設）

静岡県（5,000万円以下）、静岡市（7,330万円以下）

○現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げにより早期の災害復旧を実施

・現地で決定できる災害復旧事業費の上限額を通常4億円未満から以下の金額に引き上げる（港湾局、都市局所管の施設を除く）。

（水管理・国土保全局所管施設）

6億円未満（静岡県、宮崎県、静岡市）

水管理・国土保全局所管の施設に関する問合せ先

水管理・国土保全局 防災課 外山（内線35752）、小杉（内線35773）

電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8458 FAX 03-5253-1607

都市局所管の施設に関する問合せ先

都市局 都市安全課 戸田（内線32352）、玉國（内線32353）

電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8402 FAX 03-5253-1587

大規模災害時の災害査定効率化(簡素化)及び事前ルール化

【背景】

- ・大規模災害が発生した際、**インフラの迅速な復旧が急務**
- ・これまでの大規模災害では、災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるため、**様々な「査定の効率化(簡素化)」を実施。**
- ・しかしながら、個別の災害毎に効率化(簡素化)の内容を決めていたため**決定までに約1箇月を要していた。**
- ・そのため、南海トラフ地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、より迅速に**災害査定の効率化(簡素化)の 具体的内容を決定することが必要。**

【事前ルール化】

- ・**カテゴリーS**: 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、**緊急災害対策本部(政府)が設置された災害**
(過去の事例: 東日本大震災(H23))
 - ・**カテゴリーA**: 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害
(過去の事例: 令和4年8月の前線等に伴う大雨(R4)、梅雨前線豪雨等(R2)、東日本台風(R元)、北海道胆振東部地震(H30)、梅雨前線豪雨等(H30)、8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨等(H28)、熊本地震(H28)、新潟県中越地震(H16)、阪神淡路大震災(H7)などを含む19災害)
- カテゴリーS・Aの災害の要件を満たした場合、以下の効率化(簡素化)を実施**

災害査定の手続きの効率化(簡素化)の主な内容

- ①**机上査定限度額の引上げ**(カテゴリーSは被害件数の概ね9割、カテゴリーAは被害件数の概ね7割となる金額まで引き上げる)
(原則: 1,000万円) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 5,000万円、カテゴリーA 3,000万円)
: 会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮
- ②**採択保留額の引上げ**(カテゴリーSは採択保留件数の概ね9割、カテゴリーAは採択保留件数の概ね6割となる金額まで引き上げる)
(原則: 4億円) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 30億円、カテゴリーA 8億円)
: 現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能
- ③**設計図書の簡素化**
: 設計図書の作成において航空写真や代表的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 など